

## 新たな地域内経済循環事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の要請等により、経済消費が低迷している村内において、明日香応援券（以下、「応援券」という。）を全世帯に配布し、村民の生活支援及び村民による地域内消費を促進するとともに、村内事業者の安定的収益の向上を図り、村内での新たな地域内経済循環を創出することを目的とする。

### (配布対象者)

第2条 この要綱の配布対象者は、令和2年5月31日現在で明日香村の住民基本台帳に記載されている世帯主をいう。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応援券 第1条の目的を達成するために、村が発行するクーポン券をいう。

(2) 取引 応援券の対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(3) 特定事業者 村内において取引を行い、受け取った応援券の換金を請求することができる事業者として登録された者をいう。

### (応援券の額面等)

第4条 応援券の額面は、500円4枚綴りで2,000円とし、釣銭は支払われない。

2 応援券は1名あたり500円以上の取引に限り使用できるものとし、1回の取引において、1名あたり1枚限り使用することができる。

3 応援券は、特定事業者との間における取引においてのみ使用することができる。

4 応援券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。

(1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）

(2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) たばこの購入

(4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

(5) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

(7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(8) 応援券の交換または売買

- 5 配布対象者及び特定事業者は、応援券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。
- 6 応援券は、配布された本人及び同一世帯の家族に限り使用することができる。
- 7 応援券の使用期間は、令和2年6月20日から令和2年8月31日までとする。
- 8 配布後の応援券の紛失、盗難及び毀損の場合の再配布は行わない。

(特定事業者の登録等)

第5条 特定事業者として登録できる者は、村内に事業所を有するものとする。ただし、チェーン店・フランチャイズ店は対象外とする。

2 前項の規定に該当する者が特定事業者への登録をしようとするときは、明日香応援券取扱・特定事業者登録申請書兼口座振替申出書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により登録した内容に変更が生じたときは、明日香応援券取扱・特定事業者登録内容変更申請書(様式第2号)を、また、登録を抹消しようとするときは、明日香応援券取扱・特定事業者登録抹消申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

4 村長は、審査の上、登録が完了した旨を、明日香応援券取扱・特定事業者登録証明書(様式第4号)及び応援券の使用可能を示す書類を特定事業者に郵送することにより通知するものとする。

5 特定事業者は前号の応援券の使用可能を示す書類を、応援券の取引において確認できる場所に掲出しなければならない。

(応援券の換金手続き)

第6条 村長は、応援券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その額面に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、取引において受け取った応援券を取りまとめ、明日香応援券換金請求書(様式第5号)に応援券を添え、村長に提出しなければならない。

3 換金の方法は、特定事業者が指定する預金口座に振り込む方法による。

4 偽りその他不正の手段により換金を受けた者があるときは、村長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

明日香応援券取扱・特定事業者登録申請書兼口座振替申出書

年 月 日

明日香村長 様

新たな地域内経済循環事業実施要綱第5条第2項の規定により、明日香応援券取扱の特定事業者として登録を申請します。

申請者 (申出者)	店舗名・事業所名				
	代表者名				
	担当者名				
	事業所所在地	〒 _____			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

【振込先口座情報】 (いずれかに、チェック (☑) してください。)

- 「令和元年度明日香村プレミアム付商品券事業」で登録済の振込先口座を希望します。
- 別の振込先を希望します。(以下を記入ください。通帳のコピーを添付してください。)

振込	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 ゆうちょ銀行	支店						
	預金種目 (○で囲む)	1.普通 2.当座	口座番号 (左づめで記入 してください)					
口座	口座名義	フリガナ						

●明日香応援券取扱にかかわる注意事項

- 明日香応援券取扱店として、指定のステッカーを店頭等の分かり易い場所に掲示してください。
- 明日香応援券の表示金額以下の利用の場合は、取り扱いできません。
- 明日香応援券は、いかなる場合も現金とは引き換えできません。
- 明日香応援券の換金手続期限は令和2年9月7日(月)までです。
- 応援券の盗難、紛失、棄損に対して明日香村はその責を負いません。

上記注意事項に同意し、申出書を提出します。

年 月 日

代表者名

印

様式第2号（第5条関係）

明日香応援券取扱・特定事業者登録内容変更申請書

年 月 日

明日香村長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

㊟

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、新たな地域内経済循環事業実施要綱第5条第3項の規定により、登録変更を申請します。

事項	変更前	変更後

様式第3号（第5条関係）

明日香応援券取扱・特定事業者登録抹消申請書

年 月 日

明日香村長 様

新たな地域内経済循環事業実施要綱第5条第3項の規定により、明日香応援券取扱・特定事業者の登録抹消を申請します。

申 請 者	店舗名・事業所名	
	代 表 者 名	④
	担 当 者 名	
	事業所所在地	〒 ー

抹消年月日 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

明日香応援券取扱・特定事業者登録証明書

新たな地域内経済循環事業実施要綱第5条第4項の規定により、貴殿を下記のとおり明日香応援券取扱・特定事業者として登録したことを証明します。

令和 年 月 日

明日香村長



記

取扱店（特定事業者）

取扱店コード	
店舗名	
代表者名	

様式第5号（第6条関係）

明日香応援券換金請求書

明日香村長 様

新たな地域内経済循環事業実施要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

請 求 日 年 月 日

登録証明書の登録番号  
(取扱店コード)

--	--	--

明日香応援券枚数

--

枚

請 求 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--

円

※振込口座：口座振替申出書申請時に指定した口座

住所・取扱店名称・代表者名

印